

東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 東京北区渋沢栄一プロジェクトの一環として、協議会は、大河ドラマ「青天を衝け」の放送を契機に、主人公である渋沢栄一翁の事績と精神、そして渋沢翁が居を構えた飛鳥山と北区の魅力を全国に情報の発信をするとともに、地域社会の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、関係機関との連携を図り、次の事業の推進をする。

- (1) 大河ドラマ「青天を衝け」を活用した地域活性化及び機運の醸成に関する事。
- (2) 大河ドラマ「青天を衝け」に係るイベント等の実施に関する事。
- (3) 大河ドラマ「青天を衝け」に係る情報発信及び誘客宣伝に関する事。
- (4) 大河ドラマ館の設置及び運営に関する事。
- (5) 東京都北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進本部との連携による事業の実施に関する事。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(委員)

第4条 協議会の委員は、行政、経済関係団体、観光関係団体、地域関係団体、通信交通関係団体等第2条の目的に賛同する団体で構成する。

2 前項の委員は、別表の職にある者をもって充てる。

(役員等)

第5条 協議会に次に定める役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監 事 1名
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
 - 3 副会長及び監事は、会長が指名するものとする。
 - 4 会長は、委員の推薦により協議会に顧問を置くことができる。

(役員等の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の事務及び会計を監査する。
- 4 顧問は、協議会事業への助言及びメディア発信への協力を行う。

(役員等の任期)

第7条 役員及び顧問の任期は、会長の指定する日から協議会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事の進行及び整理をする。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催できない。
- 4 議事の決定は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(審議事項)

第9条 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 事業報告に関すること。
- (5) その他協議会の目的に係る重要な事項に関すること。

(部会)

第10条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を東京都北区及び一般社団法人東京北区観光協会に設置する。

- 2 前項の事務局の主たる事務所は、東京都北区(東京都北区王子本町一丁目15番22号)とする。
- 3 第1項の事務局に事務局長及び事務局次長を置き、それぞれ東京都北区政策経営部長及び一般社団法人東京北区観光協会事務局長をもって充てる。

(経費)

第 12 条 協議会の経費は、負担金、協賛金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 13 条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協議会を設置した日の属する会計年度は、協議会設立の日から、令和2年3月31日までとする。

2 会計年度終了時に余剰金が発生した場合は、次年度に繰り越すことができる。

(会計事務の取扱い)

第 14 条 協議会の会計事務は、経理方法等について公金に準じた取扱いをする。

(決算)

第 15 条 協議会の会計報告は、会計年度終了後、3か月以内に監事の監査を受けて協議会の承認を得るものとする。

(解散)

第 16 条 協議会は、事業の完了報告の承認をもって解散する。

(余剰金及び欠損金)

第 17 条 協議会が解散するときの収支決算において、余剰金又は欠損金が生じたときは、協議会で協議の上処理する。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第4条関係）

団体・役職名
東京商工会議所北支部 会長
東京都北区長
一般社団法人 東京北区観光協会 会長
北区町会自治会連合会 会長
東京都北区議会 議長
北区商店街連合会 会長
公益社団法人 東京青年会議所 北区委員会 委員長
公益社団法人 王子法人会 会長
一般社団法人 北産業連合会 会長
警視庁 滝野川警察署 署長
警視庁 王子警察署 署長
東日本旅客鉄道株式会社 王子駅 駅長
東京地下鉄株式会社 王子駅 駅長
株式会社ジェイコム東京 東京北局長
公益財団法人 紙の博物館 館長
独立行政法人 国立印刷局 お札と切手の博物館 主任専門官
日本郵便株式会社 王子郵便局 局長

附 則

- 1 この規約は、令和2年2月21日から施行する。
- 2 この規約は、協議会の解散の日限り、その効力を失う。